

議題（5） 平成 29 年度生活交通確保維持改善計画について

生活交通確保維持改善計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）平成 28 年 6 月 日

（策定団体名）西尾市地域公共交通活性化協議会

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

西尾市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西尾市では、市外や市内地域間の移動を担う「幹線」交通として、名鉄西尾・蒲郡線、名鉄東部交通路線バス（岡崎西尾線、一色線）、ふれんどバス、佐久島渡船が運行されており、名鉄東部交通路線バス（平坂中畑線、寺津線）、六万石くるりんバスがこれらの公共交通を補完する「準幹線」交通として、「幹線」交通への接続や地域内の移動を担っている。

しかし、平成 23 年 4 月の旧西尾市と旧幡豆郡 3 町との合併によって広大となった市域には、鉄道やバスの運行していない「交通空白地域」が依然として多く存在しており、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する必要があったため、自宅と小学校区内の最寄りの駅またはバス停間の輸送を行うデマンド型乗合タクシー「いこまいかー」の運行を、平成 24 年 10 月に市内全域で開始した。「いこまいかー」の運行により「幹線」、「準幹線」交通への接続が可能となり、最低限の移動手段を確保することで「交通空白地域」の解消を図ることができる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

- ・「いこまいかー」全体の年間利用者数

（地域公共交通確保維持改善事業対象外の系統を含む）

実 績		
H26 (H25. 10-H26. 9)	H27 (H26. 10-H27. 9)	H28 (H27. 10-H28. 3)
1,166 人	1,044 人	600 人(半期)
目 標		
H29 (H28. 10-H29. 9)	H30 (H29. 10-H30. 9)	H31 (H30. 10-H31. 9)
1,262 人	1,388 人	1,526 人

⇒H27 実績をもとに、毎年度 10%の増加を目標とする。

- ・補助対象系統ごとの目標

H27 実績をもとに、各系統毎年度 10%の増加を目標とする。

(2) 事業の効果

西尾市デマンド型乗合タクシー「いこまいかー」を運行し、既存の公共交通（鉄道、路線バス、ふれんどバス、六万石くるりんバス、タクシー、渡船など）のネットワークと連携することにより、公共交通空白地の解消、交通弱者の日常生活に必要な移動手段の確保が可能となる。さらには、外出促進や地域活性化にもつながることが効果として期待できる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行事業者の決定経緯

平成24年10月の運行開始時に、プロポーザル方式により名鉄東部交通株式会社を選定した。

②地域内フィーダー系統の補足（既存交通や地域間幹線交通との関係や整合性を図っている旨（要綱別表7のハ）の説明）

利用者の自宅から最寄りの駅又はバス停を結ぶサービスであるため、既存交通と競合することなく、連携しながら交通空白地の解消を図ることができる。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

※なお、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

名鉄東部交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

（該当しないため、記載なし）

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

（該当しないため、記載なし）

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

（該当しないため、記載なし）

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（車両の取得を行わないため、記載なし）

1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(車両の取得を行なわないため、記載なし)

1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(車両の取得を行なわないため、記載なし)

1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支改善計画（車両代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

(車両の取得を行なわないため、記載なし)

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

<平成 25 年度>

平成 25 年 4 月 17 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の設立

平成 25 年 6 月 28 日 書面決議

- ・平成 26 年度生活交通ネットワーク計画について承認

平成 26 年 1 月 30 日 第 6 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 25 年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

平成 26 年 3 月 24 日 第 7 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について報告

<平成 26 年度>

平成 26 年 6 月 30 日 書面決議

- ・平成 27 年度生活交通ネットワーク計画について承認

平成 26 年 11 月 20 日 第 2 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

<平成 27 年度>

平成 27 年 6 月 18 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 28 年度生活交通確保維持改善計画について承認

平成 28 年 1 月 14 日 第 2 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の一次評価について協議

<平成 28 年度>

平成 28 年 6 月 16 日 第 1 回西尾市地域公共交通活性化協議会

- ・平成 29 年度生活交通確保維持改善計画について協議

1 5. 利用者等の意見の反映

市内の主要な市民団体を構成員としたデマンドタクシー検討委員会や地域公共交通会議において協議を行い、運行計画案を作成した。また、運行開始に当たっては、地域別住民説明会の実施や市のホームページ、広報にて運行計画案に関するパブリックコメントを募集し、意見を反映した修正を行った。

16. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県振興部交通対策課
関係市区町村	西尾市地域振興部
交通事業者 交通施設管理者等	愛知県バス協会 東伸運輸株式会社 名鉄東部交通株式会社 名鉄バス東部株式会社 愛知県タクシー協会 愛知県西三河建設事務所西尾支所管理課 西尾警察署交通課 名鉄東部交通労働組合 名古屋鉄道株式会社
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	<利用者代表> 西尾市代々表町内会長 西尾市一色東部小学校区代表町内会長 西尾市横須賀小学校区代表町内会長 西尾市幡豆小学校区代表町内会長 西尾市民生委員児童委員協議会 西尾市老人クラブ連合会 西尾市障害者福祉団体連合会 西尾市子ども会育成連絡協議会 西尾市生活学校 西尾市シルバー人材センター 西尾市名鉄西尾・蒲郡線応援団 西尾市観光協会 <学識経験者等> 名古屋大学環境学研究科都市環境学専攻准教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

(所 属) 西尾市地域振興部地域支援協働課

(氏 名) 岩田 真知

(電 話) 0563-65-2107

(e-mail) kyoudou@city.nishio.lg.jp